

令和7年度 施策評価シート

施策の大綱	2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実	評価担当者
基本施策	(4) 障がい者の自立と社会参加の促進	健康福祉部長 豊田 昌子
目指す姿	障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを受けながら、住み慣れた地域で自立して暮らしています。	
関連する分野別計画	第2次亀山市障がい者福祉計画	

■SDGs

基本施策に関連するSDGsのゴール	3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも経済成長も  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを  17 パートナーシップで目標を達成しよう 
SDGs推進の考察	障がい者が自立して生活できるよう、福祉サービスの利用支援や多様な就労機会の確保を図っている。また、障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図り、合理的配慮の拡充を推進するとともに、市民意識の醸成等を図りつつ、市民のユニバーサルデザインに対する考え方やバリアフリーのまちづくりを推進している。

■関連する主な事業

(単位:千円)

施策 の方向	事業名	上段: 予算額	実績・成果等
		下段: 決算額	
①	障害者総合相談支援センター事業	10,495	障がい者(児)やその家族等からの相談に応じた情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行った。他部署や関連機関等との連携に結びつき、適当な支援機関につなげることができた。
		10,495	
②	福祉医療費助成事業(心身障がい者)	157,000	医療費の自己負担分を助成することにより、疾病の早期発見と治癒を促進するとともに経済的負担を軽減することができた。また、障がい者の自立を支援と健康の増進を図った。
		153,668	
①	福祉事業(障がい者支援事業)	1,569	重度身体障害者に対しては、自動車燃料費用の助成を行い、福祉の増進を図った。また、障がい者職場実習事業については、就労継続支援等の制度の中で「就労体験等」として受け入れられるように移行している。
		1,568	
①	自立支援事業	1,133,000	個々の症状や状況に合わせた障がい福祉サービスの給付及びサービス事業者への運営支援を行い、地域における障がい者の自立した生活を支援した。
		1,119,421	
②	給付事業(心身障がい児支援事業)	11,386	心身障がい児童福祉手当及び障害児福祉手当を支給し、心身障がい児童の健全な育成と福祉の増進を図った。また、心身障がい児童福祉手当については、令和8年3月議会において、令和8年10月1日付での廃止条例が可決された。経過措置として、令和8年9月30日までの対象者については、令和9年3月まで支給を継続することとしている。
		11,058	
②	給付事業(障がい者支援事業)	30,529	亀山市重度心身障がい者介助者手当及び特別障害者手当は、例年どおり支給し、福祉の増進を図った。また、重度心身障がい者介助者手当については、令和8年3月議会において、令和8年10月1日付での廃止条例が可決された。経過措置として、令和8年9月30日までの対象者については、令和9年3月まで支給を継続することとしている。
		28,383	

太字: 主要事業

■成果指標

指標		単位	現状値		実績値				目標値
					R4	R5	R6	R7	
1	障害者総合相談支援センター「あい」での相談件数	件	3,243	R2	3,208	3,777	2,540	1,846	3,800
2	就労移行支援の利用者数	人	29	R2	13	17	8	17	38
3	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	2	R2	1	1	3	2	3
4	グループホーム等の利用者数	人	40	R2	49	49	54	70	50
5									
6									
7									

■市民アンケート調査

項目		現状値 [R2]	1次 [R5]	2次 [R6]	市民アンケートの考察 (令和6年度施策評価内容を参考記載)
1	バリアフリーのまちづくりが充実している	重要度 1.26	1.34	1.25	3項目いずれについても、重要度、満足度ともにおおむね横ばいの傾向となっている。重要度については1.00を超えている反面、満足度はマイナスとなっており、重要度に対し満足度が低い状況となっている。中でもバリアフリーのまちづくりに関する項目がその傾向が強く出ている。
		満足度 ▲ 0.66	△ 0.53	▲ 0.57	
2	障がい者の教育環境や自立支援が充実している	重要度 1.28	1.36	1.32	
		満足度 ▲ 0.30	△ 0.21	▲ 0.24	
3	障がい者への福祉サービスが充実している	重要度 1.29	1.35	1.30	
		満足度 ▲ 0.25	△ 0.17	▲ 0.21	
4		重要度			
		満足度			

■施策推進 [施策の方向]

施策の方向	施策推進に関する考察
① 障がい者の自立支援	障がい者が自立して生活できるよう、相談支援体制の充実、多様な就労機会を確保を図っており、今後もライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実を図る。
② 障がい者の福祉サービスの充実	障がい者が安心して生活ができるよう、障がいや生活の状態に応じた福祉サービスを提供しており、今後は、地域生活支援拠点等の整備や医療費の負担軽減を図る。
③ 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み	障がい者差別の解消に向けた意識の向上を図るとともに、合理的配慮の拡充を推進しており、今後も市民のユニバーサルデザインに対する考え方や意識の醸成等を図る。
④	
⑤	
⑥	
⑦	

総合評価

「障がい者の自立支援」については、障がい者(児)やその家族等の相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行い、対象者の自立につながる支援を実施した。窓口となる障害者総合相談支援センター「あい」の委託法人を変更し、担当者が固定されたこと、相談窓口を2階から1階に変更し行政窓口と一本化したことで、他部署や関係機関との連携が強化され、迅速・適切で円滑な支援体制となった。また、継続的な日常生活及び社会生活の自立に向けた支援を行うとともに、相談内容が複雑化・複合化する福祉課題への対応のため、コミュニティソーシャルワーカーに情報が集約する「つながるシート」の活用を図った。「障がい者の福祉サービスの充実」については、日常生活用具等の給付や、訪問入浴、移動支援など多岐にわたる福祉サービスの提供を行い、障がい者の地域生活を支援することができた。また、心身障がい者の福祉医療費助成事業については、診療報酬改定により医療費が引き上げられる中、対象となる世帯の医療費負担軽減につながった。「誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取り組み」については、障がい者やその家族の高齢化が加速するなど社会環境は厳しさを増しており、「親亡き後」を見据え、社会全体で障がい者を支えられるような取り組みに向けて検討を進めた。

B

まずまず進んだ

今後の展開方針

障がい者が自立した地域生活を営むためには、地域全体で障がい者を支える仕組みと意識が必要であり、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、地域自立支援協議会を中心に市民周知の在り方を検討し、市民意識の醸成を図る。また、引き続き障害者総合相談支援センターを核として、障がい者(児)やその家族等の相談に応じ、対象者の自立につながる相談支援を行う。福祉サービスについては、心身障がい者の福祉医療費助成事業を継続していくとともに、事務事業点検等の結果を踏まえ、心身障がい児童福祉手当・重度心身障がい者介助者手当を令和8年度で廃止し、障がい者やその家族の高齢化への対応といったニーズを踏まえ、社会状況に適合した持続可能な福祉サービスへの転換に向け、障がい者サポーターの養成と障がい者本人及びその親との交流事業を協働事業として実施する。